

2024年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、2024年で45年目を迎えます。この間、子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策が実施・拡充されました。多大なご尽力をいただき感謝いたします。

しかしながら、コロナ禍で打撃を受けた住民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援の打ち切りや貸付の返済等により負担が増えています。加えて、国保・介護・後期高齢者の保険料大幅引き上げ、後期高齢者の医療費負担の2倍化や介護保険利用料の見直しと給付の縮小、年金実質給付額が12年間で7.8%下がるなど国民の負担が深刻になっています。

また、介護保険の「訪問介護」の報酬引き下げは、訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなどもあり、関係者からは緊急に再改定を求める声が強まっています。さらに、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場での混乱や負担も大変です。

つきましては、国の制度縮小と国民負担増の影響や自治体からのご要望についても率直な意見交換を期待しております。そして、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先にし、地域住民のいのちとくらしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

A) 本村においても、情報システムの標準化を進めております。

なお、本村独自の施策は、情報システム標準化とは関係なく維持する方向で調整してまいります。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。

A) 第5次飛島村総合計画ではDXを進めることで住民の皆さまの利便性向上に努めることとし、窓口業務をオンライン化することを計画指標としています。一方で、デジタルデバイ

ドへの対策も講じる必要があることも認識しており、例えば高齢者デジタルサポーターの養成にも取り組むこととしています。なお、手続きのすべてをオンラインに一元化することはないため、住民の皆さまの個々の事情に応じた対応を進めます。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

A) 国の制度に従い実施している。介護保険料は給付費との兼ね合いを鑑みて、適切に設定する。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

A) 原則、国の制度に従い実施するが、近隣市町村の動向等を踏まえ適切に対応する。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

A) 平成 28 年度から保険料第1段階の方の介護保険料について、減免制度を実施しており、令和元年度より保険料第 1 段階から第 3 段階までの方の介護保険料について減免制度を実施している。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

A) 施設利用者については、社会福祉法人等により利用者負担軽減制度を実施している。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

A) 原則、国の制度に従い実施するが、近隣市町村の動向等を踏まえ適切に対応する。

(2)介護保険サービス

★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。

A) 近隣市町村の動向を踏まえ、適切に対応する。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

A) 必要なサービスを適正に利用できるようにしている。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

A) 原則、国の制度に従い実施するが、近隣市町村の動向等を踏まえ適切に対応する。

★(3)基盤整備

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

A) 現在、飛島村に特養1、老健1、地域密着型共同生活介護グループホーム1施設があり、村民の待機者は常時5人以下であり、自治体規模に対して適正と思われる。

②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

A) 現在、要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者はないが、相談時に入所が必要であると判断した場合には、判定委員会にて入所の必要性を評価し、適切に対応する。また、特別養護老人ホームに対しては、制度について周知を図り、相談があった場合には自治体へつなげるよう指導している。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさな
い形で実施してください。

A) 近隣市町村の動向を踏まえ、適切に対応する。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

A) 近隣市町村の動向を踏まえ、適切に対応する。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

A) 近隣市町村の動向を踏まえ、適切に対応する。

(5) 高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、
加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

A) 近隣市町村の動向を踏まえ、適切に対応する。

②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。そ
の他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

A) 近隣市町村の動向を踏まえ、適切に対応する。

③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

A) 高齢者・障害者の外出支援に関しては、タクシー助成事業を行っている。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推
進計画」を作成してください。

A) 作成については未定。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さら
に拡充してください。

A) 近隣市町村の動向を踏まえ、適切に対応する。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘
れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

A) 近隣市町村の動向を踏まえ、適切に対応する。

★(7) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対
象としてください。

A) 国の制度に従い実施している。

②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認
定書」を自動的に個別送付してください。

A) 平成29年度申告分から認定書を自動的に直接個別送付する方法に変更している。

2. 国保の改善

★(1) 保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

A) 保険税が急激に増加しないよう、税率の見直しを行いました。また、障害者医療、精神
障害者医療、母子・父子家庭等医療受給者に対し、減免を行っています。今後も国保財
政の適正化に努めていきます。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

A) 国保財政の適正化に努めていきます。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

A) 他市町村の状況を踏まえ、検討していきます。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

A) 18歳未満の子供については、医療費の無料化や育児奨励金、就学祝金等、ほかの施策で村内全世帯を対象に公平に支援しています。

③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

A) 前年所得が360万円以下で、当該年度の総所得が前年度の1/2以下に減少すると見込まれる場合に活用できる減免制度がございます。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。

A) 短期証等で対応しております。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

A) 滞納者の生活実態等により判断しております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

A) 滞納者の生活実態等により判断しております。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

A) 他市町村の状況を踏まえ検討してまいります。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

A) 基準生活費は115.5%以下の世帯については一部負担金の減免及び猶予をします。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

A) 制度周知については、啓発推進に努めます。

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

A) 令和7年1月分から実施予定です。

★(7)資格確認書の発行

①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

A) 申請不要で職権にて発行予定です。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作

成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

A) 生活保護の受給要件や生活保護制度について説明し理解した上で申請していただく必要があるため、窓口申請書は置いていない。しおりやポスターについては、福祉事務所等から掲示依頼があれば掲示する。

★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

A) 生活保護の受給要件や生活保護制度について説明し理解した上で申請していただく必要があるため、窓口申請書は設置していないが、申請意思が表明された場合には、海部福祉相談センターと連携し、速やかに対応している。

★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

A) 海部福祉相談センターでの対応になるが、扶養照会については生活保護法第4条第2項に基づいて実施しており、「扶養業務の履行が確認できない」と判断される扶養義務者については基本的には扶養照会を行わない取扱い

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

A) 海部福祉相談センターでの対応となるが、居住生活ができると認められている場合の判断の視点などをもとに、対象者への指導及び各サービスの利用などによって居住生活への移行の実現および継続、充実を図らせるべく対応している。

⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

A) エアコンについての相談や支給決定は県福祉事務所が行っている。

⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

A) 申請時点の車の保有の有無は保護の要否判定には影響しない。車の使用についての判断は県福祉事務所が行っている。

★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

A) 海部福祉相談センターでの対応となる。ケースワーカーに関しては愛知県の福祉事務所の職員となり、採用や研修についても愛知県が実施している。現時点ではケースワーカーの外部委託化の予定はない。

⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

A) 海部福祉相談センターでの対応となる。ケースワーカーについては、愛知県の福祉事務所の職員であり、男女比を含めた採用及び配置についても愛知県が実施している。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

A) 海部福祉相談センターでの対応となる。相談者の状況に応じて、関係機関との連携を行っている。

②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

A) 海部福祉相談センターでの対応となる。愛知県福祉事務所の職員については、採用人数及び要件等は愛知県が実施している。

③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

A)生活福祉資金でエアコンの購入が認められているため、社会福祉協議会での対応となる。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

A)これまで通り存続。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

A)平成24年4月1日から、子ども医療費給付を18歳到達後最初の年度末まで助成中。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

A)精神障害者への助成対象は、通院・入院とも精神疾患に限らず、全疾患補助している。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

A)ひとり暮らしの非課税世帯は対象者としているが、その他の非課税世帯については他市町村の動向も見て検討していく。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

A)他市町村の動向も見て検討していく。

5. 子育て支援

(1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

A)NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」を行っているところはありません。

A)子ども食堂への支援につきましては、県の補助金を案内しています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

A)検討し、対応する。

(2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

A)令和6年度申請分より適用しております。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

A)クラブ活動費、卒業記念品及びオンライン学習通信費については、支給内容に含まれています。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

A)年度途中に村広報誌で周知しています。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

A)前期課程及び後期課程において、給食費の無償化を令和5年度から実施しております。令和6年度においても、食材料費の高騰分1食あたり40円を公費で負担をしています。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

A)予定はありません。他市町村の動向も見て検討していく。

★(4)保育施策の抜本的拡充

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。
A) 配置基準については改正基準に則り公私ともに実施しており、今後も国の基準に準じて保育を実施していきます。
- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。
A) 予定はありません。
- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。
A) 効果的な指導監査が実施できるよう、適切に対応する。
- ④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。
A) 保育実施児の保護者が育児休業を取得した際の退園は行っていません。

6. 障害者・児施策

- ★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。
A) 手当額に関しては他市町村の状況を踏まえ検討していきます。
- ②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。
A) 村内に事業所がないため、自立支援協議会や相談支援事業所等の関係機関と連携・調整を行い社会資源の充実に備えます。
- ★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。
A) 自立支援協議会や関係機関と連携・調整を行い社会資源の充実に備えます。
- ④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。
A) 国の制度に倣います。
- ★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
A) 介護保険担当や介護支援専門員、相談支援事業所相談員等と連携し、ケースに応じて必要なサービスを利用できるよう対応しています。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種につ

いて、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

A) 流行性耳下腺炎ワクチンについては、すでに実施済みであり、令和3年度から1回を2回の助成としました。

子どもや障害者のインフルエンザワクチンについては、65歳未満の全住民を対象とする助成制度をすでに実施しています。令和2年度より助成金額を1回 1,000円から 2,000円へ増額しました。

带状疱疹ワクチンについては、令和4年度より50歳以上を対象に実施しています。

任意の麻しん予防接種の助成については、管内・近隣市町の動向をみながら検討していきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

A) 定期接種については、接種者の利便性も考慮し、海部管内市町村と郡医師会と調整し広域にて実施しています。2回目の任意接種については、令和4年度より当該年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方を対象に実施しています。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

A) 令和2年度より2回実施しています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

A) 妊婦・産婦ともに集団・個別健診を実施しています。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

A) 保健センター(保健環境課): 歯科衛生士1名常勤で配置しており、住民規模から妥当と考えています。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

A) 公立公的病院を持っていません。

②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。

A) 公立公的病院を持っていません。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

A) 必要時には、地区医師会へ依頼できる体制が整っています。

④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

A) 保健センター(保健環境課): 保健師(常勤)3名・(非常勤)1名、管理栄養士(常勤)1名・(非常勤)1名配置しており、住民規模から妥当と考えています。

⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。

A) 避難所内のバリアフリー化や個別対応については検討させていただきます。

福祉避難所については、現在2カ所設置しています。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

2. 愛知県に対する意見書

- (1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- (2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- (3)学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- (4)地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- (5)地域医療介護総合確保基金について
 - ①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。
 - ②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

以上